



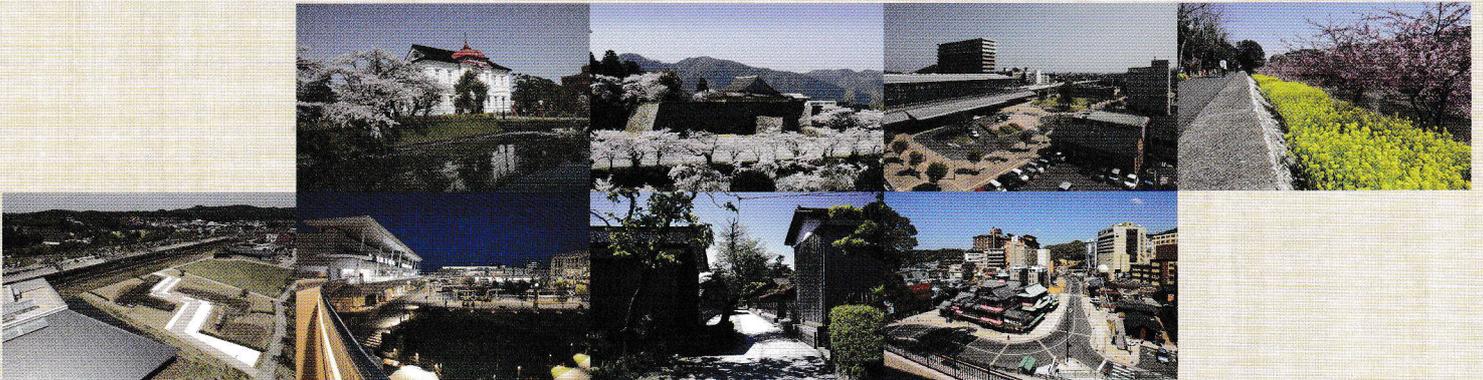
10月4日は「都市景観の日」



景観法10周年記念！

従来の「都市空間部門」「景観教育・普及啓発部門」に加え、
景観法10周年記念として「景観づくり活動部門」を実施いたします！

「都市空間部門」、「景観教育・普及啓発部門」 「景観づくり活動部門」



平成
27
年度

都市景観大賞

募集期間

平成26年10月4日(土)～12月25日(木)

応募方法

「都市空間部門」、「景観教育・普及啓発部門」あるいは「景観づくり活動部門」に応募したい方は、それぞれの「応募要領」に従って、指定の応募図書を作成し、平成26年12月25日(木)までに(消印有効)、下記提出先までご送付ください。

なお、「応募要領」(応募図書の様式を含む)は、下記のホームページよりダウンロードしてご利用ください。

URL : <http://www.udc.or.jp> の都市景観大賞のページ

応募図書提出先・お問い合わせ先

「都市景観の日」実行委員会事務局 都市景観大賞担当 護・南

〒112-0013 東京都文京区音羽二丁目2番2号 アベニュー音羽2階 公益財団法人都市づくりパブリックデザインセンター内

TEL : 03-6912-0799 FAX : 03-6912-0930 E-mail : info@udc.or.jp URL : <http://www.udc.or.jp/>

主催 : 「都市景観の日」実行委員会

(公財)都市づくりパブリックデザインセンター、(公財)都市計画協会、(一社)日本公園緑地協会、(独)都市再生機構、(一財)民間都市開発推進機構、(公社)日本都市計画学会、(一財)都市みらい推進機構、(公社)街づくり区画整理協会、(一社)日本屋外広告業団体連合会、全国景観会議、都市景観形成推進協議会、歴史的景観都市連絡協議会、全国街路事業促進協議会

後援 : 国土交通省

事務局 : (公財)都市づくりパブリックデザインセンター

協賛団体:

(一財)都市文化振興財団、(一財)計量計画研究所、(公財)区画整理促進機構、(公社)日本交通計画協会、(一社)再開発コーディネーター協会、(一社)日本造園建設業協会、(一財)公園財団、(一社)ランドスケープコンサルタンツ協会、(公社)日本下水道協会、(公財)自転車駐車場整備センター、(公社)立体駐車場工業会、全国土地区画整理事業推進協議会、都市再開発促進協議会

募集内容 平成27年度 都市景観大賞

I 都市空間部門について

1. 表彰目的

都市景観大賞「都市空間部門」は、良好な都市景観を生み出す優れた事例を選定・顕彰し、その実現に貢献した関係者を顕彰し、広く一般に公開することにより、より良い都市景観の形成を目指すものです。

2. 表彰内容

- ① 大賞（国土交通大臣賞）…………… 1～2地区
- ② 優秀賞…………… 数地区
- ③ 特別賞…………… 内容に応じ、適宜選定

3. 対象地区の要件

本賞は、街路・公園や公開空地等の公共的空間とその周りの宅地・建物等が一体となって良質で優れた都市景観が形成され、それを市民が十分に活用することによって、地域の活性化が図られている地区を対象とします。単独の公共施設、建築物、構造物は対象になりません。

4. 応募者の資格

良質で優れた都市景観の実現に深く寄与した地方公共団体、まちづくり組織、市民団体、民間企業・コンサルタント、独立行政法人、公社等とします。
※多くの関係者による共同応募が望ましいですが、単独でも応募者になれます。

5. 審査

「都市景観の日」実行委員会内に設置される都市景観大賞審査委員会において、応募図書等をもとに、内容を審査（書類選考、現地視察）した上で、表彰地区を選定します。

6. 審査委員

（順不同、敬称略、平成26年10月現在）

委員長	陣内 秀信	法政大学教授
委員	池邊 このみ	千葉大学大学院教授
	卯月 盛夫	早稲田大学教授
	岸井 隆幸	日本大学教授
	佐々木 葉	早稲田大学教授
	高見 公雄	法政大学教授
	田中 一雄	株式会社GKインダストリアルデザイン代表取締役
	富田 泰行	トミタ・ライティングデザイン・オフィス代表取締役
	国土交通省	都市局公園緑地・景観課長
	国土交通省	都市局市街地整備課長
	国土交通省	住宅局市街地建築課長

II 景観教育・普及啓発部門について

1. 表彰目的

都市景観大賞「景観教育・普及啓発部門」は、景観まちづくり学習などの良好な景観に関する意識啓発や知識の普及等を行っている優れた活動を選定・顕彰し、広く一般に公開することにより、より良い都市景観の形成を目指すものです。

2. 表彰内容

- ① 大賞（国土交通大臣賞）…………… 1団体
- ② 優秀賞…………… 数団体

3. 募集対象

小中学校等における景観まちづくり学習の実施や、街歩きや景観に関するセミナーの開催や地域の景観に関する情報発信など、景観に関する教育、意識啓発、知識の普及等を地域に根差して行っており、その取り組みが地域の人々の景観への意識・関心の高揚につながっている優れた活動を対象とします。

4. 応募者の資格

景観教育や景観まちづくりに関する意識啓発を行っている、学校、まちづくり組織、市民団体、これらの団体を支援している地方公共団体などで、かつ、地域に根差した活動を3年以上継続して実施している団体とします。

5. 審査

「都市景観の日」実行委員会内に設置される都市景観大賞審査委員会において、応募図書等をもとに、内容を審査（書類選考、ヒアリング）した上で、表彰団体を選定します。

6. 審査委員

（順不同、敬称略、平成26年10月現在）

委員長	小澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授
委員	卯月 盛夫	早稲田大学教授
	大道 博敏	江戸川区平井西小学校主幹
	福井 恒明	法政大学教授
	国土交通省	都市局公園緑地・景観課長

III 景観づくり活動部門について

1. 表彰目的

都市景観大賞「景観づくり活動部門」は、市民が主役の景観づくり活動等、景観法や景観に関連する制度（以下「景観制度」という。）を活用した優れた取組を選定・顕彰し、広く一般に公開することにより、より良い都市景観の形成を目指すものです。

2. 表彰内容

- ① 大賞（国土交通大臣賞）…………… 1取組
- ② 優秀賞…………… 数取組

3. 募集対象

次の1)又は2)の取組を対象とします。

- 1) 景観法に基づく優れた取組であって、その取組が良好な景観形成に対して顕著な効果が発現しているもの、又は将来において顕著な効果発現が期待でき、現にその一部が発現しているもの
- 2) 景観制度を活用した優れた取組であって、地域の人々の景観への意識向上につながっているもの

4. 応募者の資格

応募者の資格は、次の1)～3)のいずれかを満たしており、景観制度の活用開始後、原則3年以上経過している取組に係る団体とします。

- 1) 景観制度を活用した景観行政団体又は景観整備機構、景観協議会
- 2) 景観協定締結や景観計画提案、景観重要建造物の保存管理活動等を実施又は支援したまちづくり組織、市民団体その他の団体
- 3) 景観制度を活用し、地域の人々の景観への意識向上につながっている優れた取組を行っている団体

5. 審査

「都市景観の日」実行委員会内に設置される都市景観大賞審査委員会において、応募図書等をもとに、内容を審査（書類選考等※）した上で、表彰団体を選定します。※場合によっては、現地視察やヒアリングをお願いすることもあります。

6. 審査委員

（順不同、敬称略、平成26年10月現在）

委員長	卯月 盛夫	早稲田大学教授
委員	池邊 このみ	千葉大学大学院教授
	北村 喜宣	上智大学法科大学院長
	小浦 久子	大阪大学大学院准教授
	清水 千弘	麗澤大学教授
	出口 敦	東京大学大学院教授
	西山 徳明	北海道大学教授
	福井 恒明	法政大学教授
	山畑 信博	東北芸術工科大学教授
	国土交通省	都市局公園緑地・景観課長